

講演

国際シンポジウム 「原発災害と人権—法学と医学の協働」

須網隆夫
大坂恵里

I シンポジウムについて

2014年10月14日と15日の両日、早稲田大学国際会議場において、国際シンポジウム「原発災害と人権—法学と医学の協働」を開催した。主催は国際比較環境法センター（仏リモージュ）、リモージュ大学環境法・土地利用・都市開発学際研究センター、早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクトであり、共催は早稲田大学比較法研究所である。また、公益財団法人社会科学国際交流江草基金からの後援、フランス大使館および早稲田大学法学部からの助成を受けた。

放射能汚染の問題は、従来は医学の領域において議論されてきた。しかし、福島第一原発事故に起因する放射能汚染によって生じている、賠償や帰還・移住をめぐる様々な社会的問題を、医学的知見のみで画一的に解決することは困難である。本シンポジウムは、人権という法学的な視点からこれらの諸問題にアプローチし、フランスおよび日本の法学と医学の専門家が協働して解決に向けた方法論を探究することを目的としており、日本語・仏語・英語を交えた報告・討論と質疑応答で構成した。各報告者およびテーマは以下のとおり（所属と職位はシンポジウム時点のもの）である。

【1日目】

《開会の辞》

棚澤能生（早稲田大学法学学術院長・法学部長）

Michel PRIEUR (リモージュ大学名誉教授, 国際比較環境法センター長)

《第 1 部: 原発災害, 人権, 法》

司会: 高村ゆかり (名古屋大学教授)

磯野弥生 (東京経済大学教授) 「福島原発事故による健康被害と人権」

Laurent VASSALLO (ベジェ技術短期大学教授) 「健康権と核活動」

Thierry BOURGOIGNIE (ケベック大学モントリオール校教授) 「消費者の観点から見た原子力災害」

福田健治 (早稲田大学法学学術院助手, 弁護士) 「福島第一原発事故被害者への政府の支援における被災者の権利を基礎とするアプローチの必要性」

Alfredo PENA-VEGA (社会科学高等研究院エドガール・モラン研究所研究員, フランス国立科学研究センター研究員) 「子どもの想像力における原子力と自然: 放射線地域における体験への回帰—チェルノブイリと福島の間で」

今野秀則 (原発事故被害者) 「被害者の生の思いを伝えたくて」

《第 2 部: 原子力安全規制の日仏比較》

司会: Laurent VASSALLO (ベジェ技術短期大学教授)

Hubert DELZANGLES (ボルドー政治学院教授) 「原子力安全に関するフランスの規制」

首藤重幸 (早稲田大学教授) 「日本における原子力発電所の規制」

《第 3 部: 放射線リスク》

司会: 大久保規子 (大阪大学教授)

Olivier CLERC (コルシカ大学教授) 「原子力リスクと自然主義思想の復興」

Yves LENOIR (チェルノブイリ／ベラルーシの子ども協会代表) 「チェルノブイリにおける国際放射線防御と……その後」

Claudio KNÜSLI (医師, 腫瘍学者) 「放射線による健康影響—原子爆弾, 原子力発電所, X 線診断からの医学的知見」

松井英介 (岐阜環境医学研究所所長) 「「低線量」内部被曝と健康影響」

下山憲治 (名古屋大学教授) 「放射線リスクと予防原則」

《総括》

司会: 淡路剛久 (立教大学名誉教授, 前・早稲田大学教授)

Michel PRIEUR (リモージュ大学名誉教授, 国際比較環境法センター長) 「原発災害と人権に関する提言 (案)」

村田光平 (元・駐スイス大使) 「原発事故と地球倫理」

《閉会の辞》

菊池馨実（早稲田大学比較法研究所所長）

【2日目】

《パラレル・セッションⅠ：法学ワーキング・グループ》

司会：磯野弥生（東京経済大学教授）

記録者：Jessica MAKOWIAK（リモージュ大学教授）

〈第1テーマ：緊急計画，避難システム，避難者〉

Michel PRIEUR（リモージュ大学名誉教授，国際比較環境法センター長）
「人権の観点から見た破局的な原子力事故後の管理」

杉田くるみ（前・フランス国立科学研究センター研究員，リヨン東アジア研究所名誉研究員）「グレーゾーンの被災者—その決断と行程」

〈第2テーマ：原子力損害賠償〉

野村豊弘（学習院大学名誉教授）「東京電力福島第一原子力発電所により生じた損害の賠償」

淡路剛久（立教大学名誉教授，前・早稲田大学教授）「新たなタイプの損害—原発事故により生じた損害として賠償しうるか」

Jessica MAKOWIAK（リモージュ大学教授，リモージュ大学環境法・土地利用・都市開発学際研究センター長）「原子力損害の賠償：生態系への損害の場合」

《パラレル・セッションⅡ：医学ワーキング・グループ》

司会：Martin WALTER（医師，元・核戦争防止国際医師会議代表）

記録者：Claudio KNÜSLI（医師，腫瘍学者）

〈テーマ：放射線曝露と健康への影響〉

Claudio KNÜSLI（医師，腫瘍学者）「電離放射線による健康への影響の予防」

Martin WALTER（医師，元・核戦争防止国際医師会議代表）「電離放射線の遺伝的影響」

高木和美（岐阜大学教授）「若狭湾岸の原発で働く労働者の現状」

坪倉正治（南相馬市立総合病院医師）「福島県南相馬市住民の体内汚染レベルの現況」

吉田邦彦（北海道大学教授）「福島放射線の健康被害と退避政策の再検討」

《全体セッション》

司会：淡路剛久（立教大学名誉教授，前・早稲田大学教授）

Jessica MAKOWIAK (リモージュ大学教授, リモージュ大学環境法・土地利用・都市開発学際研究センター長)「法学ワーキング・グループにおける報告・討論の概要」

Claudio KNÜSLI (腫瘍学者)「医学ワーキング・グループにおける報告・討論の概要」

《閉会の辞》

淡路剛久 (立教大学名誉教授, 前・早稲田大学教授)

これらの報告のうち、以下では、フランスの原子力規制に関するデルザングル報告(Ⅱ)、人権の観点から見た原子力事故後の管理に関するブリウール報告(Ⅲ)、原子力事故による環境損害に関するマコウィアク報告(Ⅳ)と、第3回国連防災世界会議(2015年3月14～18日、宮城県仙台市)に提出するために本シンポジウムで採択された提案(Ⅴ)を紹介する。ⅡとⅢは録音反訳、Ⅳは報告原稿であり、いずれも専門業者による翻訳を経て、筆者が形式的な修正を施した。Ⅴについては、フランス語版と英語版の両方が作成されたが、英語版を基に筆者が翻訳した。

Ⅱ ユベール・デルザングル 「原子力安全に関するフランスの規制」

1 はじめに

1) 報告に入る前に

早稲田大学と、我々を招いてくださった主催者の皆様に感謝いたします。

今、我々が話し合っている原子力安全規制のテーマに入るために、一番初めに、安全規制の対象範囲を明確にしましょう。原子力安全規制の範囲は、伝統的に、原子力施設の始まりから終わり、つまり施設終了時の放射性廃棄物の管理まで、さまざまな局面全体に渡っています。これは、事故を予防し、健康や環境に対する影響を最小限にするためです。フランスの環境法典は、原子力安全局が規制と防護の役割を担うことを決めています。もっとも、原子力安全局以外にも、原子力安全規制を担当する機関は存在します。

2) 原子力安全局

原子力安全局は、なぜ独立行政機関なのでしょう。歴史的に言えば、原子力安全規制は、独立行政機関ではなく、省庁によって担当されていました。原子力安全規制の独立性、公権力に対する独立性という考えが生まれたのは2006年のことです。しかし、その時代の解説者が強調するように、なぜ、省庁の管轄を奪ってしまうこのような組織を創るのか、2006年の文章には何の説明もありません。ただ、外国の例、特に米国、カナダ、スペインの例が言及されているだけです。現在、原子力安全規制の独立性は、EU法が有効であると認めた公平性の原則に基づくと言えます。しかし実際には、国は利益相反の状態にあります。まず、国は、原子力分野の大株主として、原子力市場に参入しています。二大大手事業者EDFとAREVAは、どちらも資本の80%以上を国が所有しているのです。それと同時に、国は監視組織でもあります。国の下に行政権がありますので、国が原子力事業を規制する時は、公平さが損なわれる可能性があります。このような理由で、フランスでは、原子力安全局が創設されました。

3) EU法における変化

原子力安全規制の独立性は、他の国では、欧州連合指令によって正当化され、有効とされ、また推奨されています。2009年の指令は、「原子力安全規制は、その独立性を守るため、その他の集団、特に原子力発電に関与のある集団や原子力発電に投資している集団から機能的に別れていなくてはならない」と述べています。

EU法は、そこで立ち止まらず、その後も大きく進歩します。特に、2014年の指令についてお話ししましょう。これは、2009年指令を見直したもので、福島原発事故後に作成されたものです。この指令は、事業者の新たな義務を定めています。とりわけ、原子力施設の安全性を少なくとも10年ごとに再評価するよう義務付けています。指令は同様に、6年ごとに安全をテーマとした精密なテスト、ストレステスト（耐久試験）をすることも計画しています。これらのテストは、二つの欧州規模の事業者組合、つまりENSREG（欧州原子力安全規制グループ）とWENRA（西欧原子力規制者連合）の管理下で、欧州の他の国によって行われます。これらの組合は、欧州連合の枠組みや欧州議会の枠組みで作られたものです。興味深いことに、これらの評価は相互に行われるのです。

それでは、フランスではどうでしょうか。

2 第一部：フランスにおける原子力安全規制の法的枠組み

1) 原子力安全規制に関する法令

フランスにおける法的枠組みは相当に充実していますが、多少複雑です。

フランスにおける原子力安全規制の枠組みは、四つのテキストにより構成されています。まず初めのテキストは、2006年6月13日の「原子力の透明性及び安全性に関わる法律」です。これは基本的なテキストです。二つ目は、より簡潔ですが、同じ2006年に作られた法律です。どちらかと言えば、放射性物質や放射性廃棄物の管理を扱っています。これら二つの法律より大きな価値を持つのが、2007年の原子力基本施設に関する政令（デクレ）です。最後の法律は、我々の興味を引くもので、2012年2月7日の原子力基本施設に関する省令（アレテ）です。これは、現行の規制を強化するように、福島事故後に定められたものです。

このように、多くの措置により、形の整った法的枠組みが存在しています。しかし、2011年以降、原子力安全局が、フランスの原子力事業者は極限状況に直面した時の安全レベルを改善すべきだと考えていることが確認できます。とりわけ、注意しなくてはならないことは、フランスが、今日性をもった問題、すなわち、事故後フェーズの管理や、原子力発電所の解体、特に高レベル放射性廃棄物の問題に直面しているところです。

2) 福島原発事故後の安全レベルの向上

二番目に、原子力安全規制の有効性と独立性を検討するために、規制という言葉を組織面から考えましょう。

規制の枠組みにおける不十分な点は何でしょうか。単純な事実を確認すると、法的規制の不十分さが理解できます。もし、福島事故以来、規制やその実施が大きく進歩したのであれば、それは要するに、2011年以前の規制が不完全で不十分であったということです。福島と同じくらい思いがけない事態に直面した時、現在のシステムは十分でしょうか。不幸なことですが、それに答えられるのは未来だけです。原子力分野では、予防原則は殆ど考慮されていないと指摘できます。

安全レベルについては、二つに区別することができます。まず初めに、最近改善された安全レベルがあり、次に、未解決で残っている問題があります。安

全レベルの改善は、規制に関する面、つまり、原子力安全局の決定の面で行われました。しかし、後述するように、放射線緊急事態に関する基本原則、すなわち事故後取るべき対応の面でも、安全レベルの改善が行われました。まず初めに、規制に関する面では、前述した2012年の省令（アレテ）です。この省令は福島事故を受けて定められたものです。省令は、事業者には、統合マネジメントシステムを作るよう命じています。事業者が施設に関する決定を下す際、リスク防護に関して必要な措置を全て考慮するためです。統合マネジメントシステムには、例えば、原子力発電所の防護について、事業者が、重要な要素や活動の全てを明らかにする措置が含まれているだけでなく、行わなければならない全ての技術的管理や検査なども含まれています。この統合マネジメントシステムによって、防護の面からの必要性和検査後に判明した安全レベルの差を管理することもできます。また、このシステムによって、切れ目なく安全性を改善するためのフィードバックも可能です。この枠組みの中では、事業者には弁明責任があります。事業者は、原子力安全を実証することを通じて責任を果たします。この安全実証は、故障を予防し検出するだけでなく、事故の状況制御も可能にします。事業者は、原子力安全局に対して提出する、安全実証に関する書類を作成・更新しなければなりません。この書類には多くの異なる観点が含まれ、重層的な防護論理に基づいています。この論理により、様々なレベルの防護が連続的に実行されます。これらの防護は、一つの防護レベルが失敗したことで次の防護レベルに支障がでないよう、十分に独立しています。最後に、この省令の三つ目の要素は、健康や環境に対する損害・影響を抑制することです。放射線被害の抑制に関する全ての措置は、環境への影響を回避するため、利用可能な最高の技術に基づいています。

この規制の枠組み以外にも、原子力安全局は、フランスの原子力施設に新しい義務を課しています。2011年以降、安全面の新しい義務に適合するための費用は、事業者によると、100億ユーロに達しています。2011年から、原子力安全局は、事業者に補完的な安全評価を求めるようになりました。安全評価終了後、原子力安全局は2012年1月に報告書を発行しました。これによると、結論は以下の通りです。フランスの原子力施設が十分な安全レベルに達しており、当局が原子力発電所の運転停止を命令しなくとも、施設を継続していくためには、極限状況に対する耐久性をできるだけ早急に改善する必要がある。別の言い方をすれば、原子力発電所は極限状況については十分な安全性がないということです。この点について、原子力安全局はフランスの事業者に大規模工事を

要求しました。特に、いかなる汚染からも保護される操作センターを備えるために、各原子力施設において「ハードコア」と呼ばれるある種のシェルター（壕）を作る義務を課しました。原子力安全局の報告書以外にも、2012年から毎年、原子力安全局は、フランスの事業者が義務を果たしていないという内容の決定を出しており、発電所に新たな修正を命令しています。一例を挙げるなら、私の家から数キロメートルの距離に原子力発電所があります。海から80キロメートル離れているこの原子力発電所は、河川の側にあり、1999年に浸水して損傷しました。2013年に、原子力安全局は、事業者に、海からくる波も考慮した防御システムを再考するよう要請しました。

3) 放射線緊急事態への対応—CODIPRA

三番目は、議論を引き起こす、放射線緊急事態への対応です。これについては、フランスで CODIRPA（事故後管理運営委員会）と呼んでいるものが、40数ページにわたる原則を作成しました。この原則は、公権力に対しても事業者に対するのと同じく、事故後フェーズにおける一定の対応を強く要求しています。この文書の中では、様々な時期（フェーズ）が考察されています。第一のフェーズは、脅威フェーズで、まだ事故はないが、脅威がある時期です。二つ目の時期は、放射性物質排出フェーズです。この文書では、管理できない放出が24時間続いた時となっています。これは基礎となる仮定です。次に、放出が管理下に置かれた後には二つの時期があります。それは緊急フェーズを脱した後の時期と過渡期です。過渡期は、まだ被曝の危険があり、この危険がかなり大きいと言えるでしょう。三つめの時期は、長期事故後フェーズです。これは数年に及びます。被曝の危険があるが、その危険はそれほど大きくない時期です。CODIRPA は、目標を定め、このフェーズを管理するための原則と取るべき行動を定めています。しかし、この文書についても批判の余地があります。なぜなら、この文書は、チェルノブイリや福島のようなシナリオについては何も考えていないからです。この文章が考えているのは24時間後に放射性物質の排出が管理されたシナリオのみです。結局、検討されているのは、最も運が良くあまり重大でない場合です。それ以外に、ゾーン区分の問題も、論理的過ぎていて、良く出来ているとは言えません。最後に、この原則の作成に参加したのは主に原子力ロビーでしたから、公衆の参加は十分ではありませんでした。

4) 未解決の問題

フランス法においても解決しないで残っている問題があります。初めの問題は、原子力発電所の解体費用をどう見積もり、どう調達するかという問題です。現在、どのように解体費用を捻出したらよいのか不明です。事業者に一定金額を減価償却するように義務付けるとしても、解体費用をどう計算するのか分かりません。二つ目に指摘しなくてはならないのは、放射性廃棄物の再処理です。現在、廃棄物の再処理は事業者の責任になっています。しかし、それを引き受けるのは公権力です。換言すれば、事故が起きた時、この責任を果たさねばならないのは公権力だということです。最後に、廃棄物の地層処分問題があります。フランス東部には、高レベル放射性廃棄物を地下500メートルに埋設する計画があります。2016年に、立法府は、この地層処分の取り消しの可否を決定する予定です。立法府は決定を下す対象について何も知りません。なぜでしょうか。なぜなら、地層処分は100年続きますが、100年後の知識がどのようなものであるか誰にも分かりません。また、科学的知識が忘れ去られることはないでしょうか。地層処分が絶対に外部に露出しないかどうか分かりませんし、500メートルの深さで事故が起きないかどうか不明です。

3 第二部：原子力安全に関する制度上の欠陥

報告の第二部は、制度に関するもので、原子力安全規制の組織面についてです。あまり報告時間がありませんが、制度についても評価しなくてはならないと思います。

原子力安全局は、法文上、独立した組織です。しかし、それは予想としてそうだろうというだけで、不十分な点がたくさんあります。全ての公的諮問機関には、原子力ロビーや原子力推進派が入り込んでいます。このことを監視しなくてはならないでしょう。一言で言えば、原子力安全局の人数が5人と非常に少ないこと、そして彼らは、公権力、特に、行政権によって任命されます。行政権によって任命された彼らに、原子力安全局の内部組織を批判することができのでしょうか。彼らは、分別があり独立しています。しかし、一つ疑問があります。どのように、原子力安全局に適任である人物を見つけるのでしょうか。唯一の方法は、省庁内で見つけるか、規制の対象分野で見つけるかです。これらの人々は皆、閉鎖された集団内部にいます。

機能的な独立について、急いでお話ししましょう。原子力安全局の予算は急速に削減されています。原子力安全局には、法人格がないので、自ら予算を交渉

できません。予算を検討するのは省庁です。次に、非常に重要な点ですが、原子力安全局には、制裁する能力がありません。最悪の場合には施設の停止を命令することはできます。この停止には数百万ユーロもかかります。しかし、義務を守らない事業者を制裁することはできません。おそらく来春に行われるエネルギー転換に関する法律の採択に関して、原子力安全局長は、制裁能力を要求しています。最後に、原子力安全局は、人材の点で、検査を実行する手段を持っていません。原子力安全局は、これらの検査に国の係官を利用していますが、これは問題です。

4 結 論

結論に入りましょう。フランスの原子力安全規制は、批判できる部分もありますが、大体において良好でしょう。問題は、これらの規制の実施と原子力安全局による監視にあります。組織面からは、原子力安全局は独立していますが、公権力に対しても事業者に対しても、その独立性を強化するには、まだまだ課題がたくさん残っているのです。

私の報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。

Ⅲ ミッシェル・プリウール 「人権の観点から見た破局的な原子力事故の管理」

1 はじめに

皆様こんにちは。これから、大規模原子力事故後の管理に関する問題を人権全般の立場から、特にフランス・ベルギー・スイスの例を挙げながら紹介していきます。

報告に入る前に、皆様に、フランスの大衆科学雑誌『科学と生命』の1頁目をお見せします。これは2014年9月発行の最新号で、全国の駅や新聞販売店で売られていますが、この雑誌の最初のページにはこう書かれています。「原子力事故、フランスではどのような対策がなされているか」。これはとても革新的なことなのです。フランスが原子力事故対策を準備していることを一般大衆が知るようになったのは、これが初めてであり、報道機関による情報通達の新しい動きは不幸にして福島の大事故によってもたらされたものなのです。以前は、一雑誌がフランスで将来起こり得る大事故をこのように取り上げることな

ど、考えも及ばないことでした。

私の報告では、4つの点を順次検討していきます。第一に、原子力事故の管理に関する国際的規則がほとんど存在していないこと、第二に、法的な面では、人権は、通常は緊急事態でも適用されるべきであること、第三に、フランス・スイス・ベルギーでの緊急措置が、多くの場合に人権を無視したものであることを確認すること、そして最後に、原子力事故の際に問題となる主な人権を取り上げます。

2 原子力事故の管理に関する国際的規則はほとんど存在していない

世界中で28か国が440の原子力発電所を設置しており、問題を抱えると見られる設備の数だけリスクは増加していくことを知らなければなりません。

1994年に締結された「原子力の安全に関する条約」は最も重要な条約の一つであり、原子力施設の敷地内及び敷地外の緊急事態計画を策定することを義務付けています。緊急事態計画は、問題が生じた時や事故が起きた時に実施される計画で、条約では定期的な審査が行われるとしています。また同条約により、締約国は、放射線緊急事態の際には適切な情報を提供しなければなりません。ヨーロッパでは、自国に原子力施設がなくとも近隣国がそれを保有する場合がしばしば見られますが、第16条では、双方の国の間で最低限の情報通達の確保が求められています。1997年の「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」でも、緊急事態計画の適当な頻度での検証と、影響を受ける恐れのある近隣国に対して措置を取る必要が提示されています。3つ目の条約は1979年の「核物質の防護に関する条約」で、2005年に改正されましたが、日本は2014年に加入しています。興味深いことに、福島事故の後、日本はようやく改正条約に加入し批准したわけです。2005年の改正条約は、事件や妨害行為に対する緊急事態計画の必要性に関する基本原則を規定し、計画は事前に準備され検証されなければならないとしています。最後に、チェルノブイリ事故の直後に採択された条約があります。締約国は出来るだけ早く事故を通報しなければならないとする「原子力事故の早期通報に関する条約」です。この条約は、民間施設での事故だけを対象としていますが、締約国は、任意で、軍事施設にも通報の原則を適用できます。通報にあたっては、当然に、事故の発生場所や状況を明示すべきとありますが、いささか奇妙なことに、隣国だけでなく他の締約国への正確な場所の通報は、それが適当である場合に限られます。

この想定が適用される条件がよく理解できないことは言うまでもありません。そして、遺憾ながら、早期通報条約第5条は、通報する情報は秘密とされる場合もあるとしており、従って、実際には事故に関する情報は提供しなくてすむのです。

チェルノブイリ後の「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」には、原子力条約の領域ではかなり興味深く又ユニークな第1条が規定されています。条約の追求する目標として、第1条は、生命・財産・環境の保護をあげています。生命の保護とは、生きる権利、つまり基本的人権に関連しますが、これが生命・環境に関連する概念に触れた唯一の条約なのです。この条約にも、第6条に秘密性に関する規定があり、これにより、締約国は、特に汚染度や放射線緊急事態に関する情報を伝えなくてもすむようになっています。ここでもまた、情報への権利の大原則に反して、過去のシステムに止まってしまっています。援助に関する条約の適用にあたって、IAEA（国際原子力機関）は、福島事故後の2013年に、福島大学医学部と協定を結びました。協定には、「両当事者は、他方の当事者が秘密と指定した情報の秘密性を確保する」という条項が含まれています。従って、福島大学医学部が通報されたくない情報は通報されません。原子力事故の場合でも秘密性の原理を維持するというわけです。

これらの条約を作成し、事務局として調査を司るのがIAEAであることから、これらの条約は、事実上IAEAの条約とも言えるのですが、条約に平行して、事故の際により綿密な処理が出来るように、IAEAは複数の実施機関の設立にも着手しました。一つは、IAEAと常時連絡をとる「災害緊急センター」の設立です。すなわち、IAEAは、現在では事故は起きうると認め、これからの事故に対処できる態勢を整えているということです。同様に、「緊急時対応能力研修センター」も設立され、2013年5月に、事故調査のための、いわば実際の対応として福島に設置されました。2013年、福島原発事故の後ですが、緊急事態における公衆への対応に関してIAEAの出した報告は、誤報や風聞を避けるために努力すべきであり、報道・世論等に情報が不当利用されないように情報をうまく操作・管理すべきであると主張していますが、秘密があればあるほど風聞が沸いてくることには気付いていません。

2011年の秋、IAEAは、福島の事故を発端として、平常時だけでなく事故発生時にも適用される「原子力安全に関する行動計画」を練り上げました。残念なことに、このIAEAの行動計画は、全ての締約国に義務づけられるものでは

なく、福島事故の教訓を踏まえた自発的行動計画です。目標は、最高度の原子力安全基準を適用させることにあり、さらに、緊急処理の際の準備と行動を強化するものです。行動計画には、注目すべき比較的新しい目標が幾つか含まれており、特に、透明、明確かつ客観的な情報提供を促進することとあります。IAEAが2013年に透明・明確・客観的な情報を促進しなければならないと宣言したことは、前述の条約中にある秘密性に関する条項やIAEAの恒例の文書などと比較すると、大きな進歩と言えます。ここでもまた、IAEAの政策が、福島原発事故によって影響されていることが分かります。

3 人権は緊急事態や原子力事故の場合でも適用されるべきである

原則として、人権は、全体的に、あらゆる状況下であらゆる人に、場所と時を選ばず適用されるものです。残念なことに、災害に言及する人権条約は極めて少なく、「障害者の権利に関する条約」と「子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章」が—かなり漠然としたものですが—あるだけです。

ここでの問題は、人権条約が緊急事態に対して特例や例外を設けているかいないかということです。大半の人権条約は危機に際していかなる特例も設けていないので、人権は、原則として緊急事態にも適用されることになり、大規模災害にも適用されなければなりません。もっとも例外は認められており、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」では、国家は規約に明記されている人権の幾つかを一時的に適用から除外できます。また、ヨーロッパ人権条約は、公共に危険が及ぶ場合に例外や特例があるとしており、米州人権条約にも、公共の危険の場合の条項があります。例外的特例を設けているこれら3つの条約に関して問題となるのは、言うまでもなく、人権が原子力事故の場合にも適用されるのかということでしょう。原子力事故の起きた国は、前述の人権条約に庇護されて、「これは例外的な危機であるので、危機の続く期間中は人権を適用しない」と言えるのでしょうか。今までそのようなことはありませんでしたが、緊急事態において逸脱可能な権利（デロゲートできる権利）と逸脱不可能な権利（デロゲートできない権利）とを比較してみると、実際問題として、その区別は明白で的確なものとは言えません。

4 原子力事故災害に際して国はどんな緊急措置を取るのか —フランス、スイス、ベルギーの場合—

各国においてとられる緊急措置は、概して、人権を無視していることが確認されます。

1) フランス

フランスには、比較的限られた地域に19の原子力発電所と58基の原子炉があります。フランスは、現行の EU 指令、特に2005年の「放射線緊急事態に関する指令」や「放射能測定に関する指令」を履行しなければなりません。ユベール・デルザングル氏の報告にあった原子力安全規制局が設置した CODIRPA (事故後管理運営委員会) が公表した文書には、幾つかの実践措置が挙げられています。この文書は事実上の影響力も法的効力もなく、単に情報提供するだけのものです。より新しい文書として、やはり法的効力はないのですが、フランスは2014年に「事故後管理の国家対応計画」を公表しました。CODIRPA の教訓と呼ばれる前者の文書にはあまり時間を割かないでいきます。私の考えでは、原子力災害と言うより、影響が24時間以内で收拾される小規模の原子力事故・トラブルに関するものだからです。

これに対して、2014年の国家対応計画は、まさに重大な原子力事故を対象とし、事故が国の命運を著しく損なう時に誰が介入するのかについて述べています。これまで、通常の避難対象地域は10km 圏内でしたが、この文書は、それを超える地域の住民避難にも言及しています。従って、10km 圏外の住民も避難させなければならないことがあり得ます。そして、この国家対応計画には、事故後管理は数十年間に及ぶこともあると明記されています。しかし、この文書を作成したエンジニア達の妄想的な楽観主義のせいでしょうか—そういえば、作成には公衆が直接参加することも出来なかったのですが—被害のあった国土を取り戻すことが目標とされています。希望を維持するために、汚染された国土の奪還に乗り出すわけです。国家対応計画は、現地では、「内部非常時計画 (PUI)」と「特別介入計画 (PPI)」となり、これら現地の計画により、国家計画の大原則を実施することになります。

2) スイス

スイスに原子炉は5基ありますが、福島原発事故の影響で、スイスは2034年

までに段階的に脱原発を進めることを決定しており、2034年には、スイスには稼動する原子力発電所は無くなります。スイスは、福島事故後、直ちに、緊急事態に関する研究グループを立ち上げ、事故後管理の戦略を全般的に改定して避難対象地域を設定し、ヨウ素剤配布も原発から50kmの範囲までと決定しました。フランスでは10km までです。要するに、事故後管理の一連の措置が、フランスとはずいぶん違うのです。

3) ベルギー

ベルギーには7基の原子炉がありますが、ベルギーは国土面積の小さい国で、南のフランスとの国境の至近距離にフランスの原子炉が3基あり、北のオランダとの国境にはオランダの原子炉が1基あります。自国の7基にフランスの3基とオランダの1基を加えると、小さな国には多すぎる原子炉があることになります。そこでベルギーは、避難と防御地域を備えた「国家緊急対応計画」を策定し、特に避難の領域でも最も複雑な領域に力を入れています。それらは、取り扱いに配慮の要る避難、例えば刑務所、病院、学校などの避難であり、それぞれ特別に配慮された実施方法が必要です。ヨウ素剤摂取も準備されており、地域には「特別緊急事態計画」が策定されています。ベルギーの大規模原発の一つであるドール原発は、所在地と緊急事態計画の内容を考慮すると、90万人以上の住民に被害を及ぼします。即ち90万人もの人が避難を余儀なくされるのです。

5 原子力事故の際に問われる主な人権

先ほど、緊急事態に人権が適用されない特例が規定されているのは例外的であると申し上げましたが、原子力事故の場合にも適用される人権を想定するために、欧州評議会の災害時の倫理原則に関する文書を参照してみましょう。この文書は、原子力事故だけではなく、全ての災害に適用されるものです。文書は、人権条約から引用されたこれらの倫理原則が、人々に回復能力を獲得させる手立てとなり、人々は、災害の影響に果敢に対応し抵抗できるようになると述べています。この原則は、2013年に我々が行った災害と人権に関する研究の対象に取り込んでいますが、国際文書に従った災害の3段階を考慮に入れた基本的なものです。つまり、災害の管理は、災害の後からだけでなく、災害の前からはじまります。事故の発生前の対策、事故の発生中の対策、そして事故終了後の対策のことです。これは極めて重要なことですが、国連の災害に関連す

る全ての文書は、この3段階を正しく組み入れています。災害後の対応管理だけで満足してはいけません。遡って、災害を予測して手を打たなければなりません。災害の起こる前から予防措置を取り、情報を集め、教育し、場合によっては予防的避難を実施して災害に対処していくのです。予防的避難とは、文字通り、災害発生前に取られる措置であり、人命を守るための基本です。事故が起こっている間の避難措置は、その状況では強制避難となるので様々な問題が生じますし、事故後では、住民の移住・転居・賠償措置が必要となります。

6 おわりに

最後に、結論としまして、3点を強調したいと思います。

一つ目は、子どもの権利の重要性です。「子どもの権利条約」は、災害に関する条項が規定されている稀有な条約の一つです。ですから、大いに利用して活用しなければなりません。この点、子どもの権利に関する委員会に、苦情を提出することや情報提供することができます。原子力事故に直面した子どもの問題は、親愛なる我々が医師達の間でも討論されていると思いますが、子どもは誰よりも先に犠牲者・被災者となり、放射線に最も弱いことは周知の事実です。長期にわたる低線量被曝の子どもへの影響や甲状腺癌の問題が生じるため、出来るだけ迅速な措置が必要です。残念なことに、日本は、子どもの権利に関する委員会への申立てが可能となる2014年の議定書を、いまだ調印・批准していません。

二つ目の大きな課題は、災害によって国内外への移住を余儀なくされた移住者の問題です。国連は既に指針を採択していますが、拘束力は一切ありませんので、移住者保護の法的に有効なシステムを国際レベルで構築するべく、歩みを進めていかねばならないでしょう。

最後に、原子力事故をめぐる権利は、必然的に健康を享受する権利を組み入れなくてはなりません。放射線影響は長期にわたり、放射線の遺伝的影響という視点から見ると、現在の世代だけでなく将来の世代の健康に生きる権利をも考えなければならないのです。このことから、次の二つが是非とも必要になります。第一は、こちらは実行しやすいだろうと思うのですが、原子力事故に関して、民事・刑事の両面で、違法行為が消滅時効にかからないように法整備をすることです。将来の世代の権利を保障するには、これらの行為に時効が適用されないことが必要です。そして第二は、将来の展望として、放射能汚染が人道に対する罪となりうることを、国際裁判所が認めることです。

私の報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。

IV ジェシカ・マコウィアク 「原子力損害の賠償—生態系への損害の場合」

1 序

国際法では、長い間、原子力損害は、1960年のパリ条約や1963年のウィーン条約が示すように、人身および／または財産に被る損害として把握されていた。しかし、今日では、環境法の影響が原子力法にもますます及んでいることが認められる。この影響は、二つのレベルで看取することができる。第一は、訴訟手続のレベルである。すなわち、原子力分野への公衆の情報と参加の権利の導入であり、これは直接、環境権の承認に繋がる。第二は、物的なレベル、すなわち原子力事故によって被る環境損害の予防措置と損害が生じた場合の環境損害の賠償に関わる。この第二の点では、修正された国際条約（1997年のウィーン条約改正議定書と2004年のパリ条約改正議定書）にある環境損害の定義、さらに、この種の損害の賠償方法を分析する必要がある。これらの文書にある「環境の回復方法」は、比較的不明確で裁判官の解釈に大きな差異が生じるため、関連する国際的枠組みやヨーロッパの枠組みを参照する必要がある。

2 実体的な観点からの環境損害の認識

国際法では、原子力損害の問題は人身および／または財産に被る損害と言う視点からのみ検討されてきた。しかしながら、環境権が原子力法に及ぼす影響は次第に増えてきている。それは、主に二つのレベルで見られるが、第一は、原子力損害の予防措置であり（重要な問題ではあるが、今回の我々の議論の目的ではない）、第二は、環境にも及ぶ損害としての原子力損害の把握である。当初の段階ではこれらを考慮に入れることは不明確であったが、現在は明瞭となっている。それでも、困難な状況は、まだ完全には解決していない。

1) 可能であるが不確かな考慮

損害の性質や大きさに鑑みて、責任に関する一般原則は適用できないことから、原子力損害の特殊性のゆえに、国際法が定める特殊な規則が必要となってくる。国際法の介在は、損害の越境性からも正当化される。

原子力損害に関する法的枠組みとしての条約には、以下のものがある。

1960年7月29日の「原子力分野の第三者責任に関するパリ条約」は、2004年2月12日に追加議定書で改正され、2014年7月30日より効力が発生している。改正内容は、損害賠償額の引き上げなどである。パリ条約は、1963年1月31日のブラッセル条約によって補足されている。ブラッセル条約は、公的資金による被害者の賠償金確保を目的としている。

1963年5月21日の「原子力事故の民事責任に関するウィーン条約」は、1997年の議定書により改正された。ここでもまた、賠償措置額が増加された。

1997年9月12日の「原子力損害の補完的な補償に関する条約」(未発効)は、米国主導で作成され、世界規模の体制を整備し、国際賠償基金を設立することを目指している。〔筆者注：本シンポジウム後、同条約は、日本の受諾により発効要件を満たし、2015年4月15日に発効した。〕

パリ条約とウィーン条約のいずれも、原文では、環境への損害を取り上げていない。原子力損害の定義は「死亡又は身体の障害」および「財産の滅失又は毀損」である。しかし、この不備は、環境に及ぼされた損害の賠償を拒否するものではない。締約国は、自由に、環境への損害を「財産の毀損」に含ませることができる。パリ条約は、財産の毀損による無形的損害も含んでいる。ウィーン条約の適用範囲は、より広がっており、「管轄裁判所の法律が定める場合には、このようにして発生した他の滅失又は損害」を組み入れることが出来るとなっている(第1条k)。従って、これらの条約の下では、環境損害が賠償されるかどうかは締約国の意思と裁判官の解釈次第であるため、環境損害の把握は不確実なものとなっている。

2) 明瞭であるが複雑な考慮

ウィーン条約の1997年の議定書とパリ条約の2004年の議定書(2014年7月30日に効力発生)により、ようやく環境損害が考慮の対象になった。

1997年の議定書の文言によると、原子力損害は、以下のものを含むとされている。

- ・環境の些細とはいえない破損について、実際に採られた又は採られる予定である回復措置の費用であり、財産の滅失又は毀損には含まれないもの、
- ・環境の重大な破損の結果生じた、環境を利用又は享受する経済的利益から得られる収入の喪失であり、財産の滅失又は毀損に含まれないもの。

議定書の条文には、いくつかの評価しにくい区分や基準がある。逸失利益と

は、経済活動（例：漁）が環境の損傷によって喪失することであり、環境から（生態系が）受ける貢献を把握したものではなからう。

パリ条約の2004年の議定書での書きぶりも同様であるが、環境破壊による逸失利益の回復措置に関しては、より限られたものになっている。すなわち、逸失利益は環境の使用又は享受と直接関連したものでなければならないとされている。この直接的な因果関係の要求は、補償の可能性を明らかに制限する。

このような国際的枠組みにおいて、環境損害の回復に関する難題は多数ある。以下、主なものをあげる。

- ・原子力事故による環境破壊の回復度合いを認定する管轄裁判所の評価権限が大きい。
- ・いわゆる「妥当な」回復措置で当事国が承認したものだけが裁判官に考慮される。
- ・顕著な損害を受けた環境の回復措置のみが原子力施設事業者の責任となる。顕著な損害が如何なるものかは裁判官の評価に任される。
- ・環境回復方法が明確でない。原子力損害の補完的な補償に関する条約では、環境の「回復措置」を、「損害を受けるか、破壊された環境の構成要素を回復又は修復すること」、もしくは、それが実行可能であると思われる場合には、破壊された環境の「構成要素に相当するものを環境に導入すること」と定義している。

環境の回復方法を具体的に定めるために、裁判所は、EU 環境責任指令（2004/35）を法的根拠とすることができよう。同指令は、環境の構成要素が害された場合に、損害が発生する前と同様の状態に戻す「初動的修復措置」、初動的措置では十分に回復しない場合の「補足的修復措置」、損害が発生した時点から初動的措置または補足的措置が行われるまでの損失についての財政補償である「補償的修復措置」を実施することを定めたものである。しかし、指令は、原子力事故による損害やその差し迫る脅威には適用できないので（これらには既述の国際条約に定められた特別な責任制度が適用される）、裁判所にとって「指針」でしかないことになろう。

3 環境損害の訴訟手続の視点からの評価、必然的帰結としての環境権

環境損害の考慮は、世界レベル、欧州レベル、また大半の国の憲法で認められている環境権と（人道的・政治的・法的見地から）連結していなければなら

ない。厳密に人間中心的な見地から見て、環境損害（環境・資源・生物などの汚染）を惹起する原子力損害が、「健康に適した」・「調和の取れた」環境権（人権）に必然的に影響を及ぼすことを考慮することが重要である。それは、環境の将来の存続を左右する環境保全に関わるからである（2005年のフランスの環境憲章を参照）。

訴訟手続の点では、環境損害を認識することから、その回復を得るための司法へのアクセスの問題が浮かび上がる。広義には、司法へのアクセスは、原子力関連法が公衆が情報入手し参加できる権利を認めるか否かにかかっている。

1) 司法へのアクセス、環境損害回復の条件

環境損害の回復を求めるためには、司法へのアクセスが広く認められなければならない。「純粋な」環境損害（財産・人に影響を及ぼすことなく、環境自体を害する損害）に関する場合には、この条件は特に重要である。

司法へのアクセスに係る難題に取り掛かる前に、1998年のオース条約（下記の第9条を参照）が、環境関連情報へのアクセス、意思決定への市民参加と同時に、司法にアクセスする権利を承認していることを想起する必要がある。この三本目の柱は、最初の二本の柱を補強するものである。

第9条 各締約国は、国内法の枠組みにおいて、……情報の開示請求が無視され、一部または全部が不当に拒否され、不適切に回答がなされた……と考える者は、誰でも司法裁判所又は法律によって設置されたその他の独立かつ公平な機関による審査手続にアクセスできることを保障しなければならない。」

さらに第9条は、司法裁判所による上記の審査制度を設ける場合には、請求者が、公的機関による再考又は司法裁判所とは別の機関による再検討のために、無料又は低廉な費用で、迅速な手続にアクセスできることを保障としている。即ち、行政不服申立へのアクセスであり、特に条約締約国は、関心を有する公衆に「十分な利益」が認められるべく留意することが求められている。環境損害の回復要求に関して、この条件は特に重要であると思われる。また、独立かつ公平な裁判機関の存在や申立ての効力といった他の要点も、第9条は保障している。

環境損害の回復要求に関しては、以下に主要な問題点を列挙するだけに留めておく。

- ・環境の名において訴訟を提起できる資格のある NGO などの団体・個人（いくつかの締約国では公民活動も認められている）,
- ・損害の発生に関する不服申立の期間（環境損害が事故・災害の発生から数年後に現れることもあるため、期間は十分に長くなければならない）,
- ・環境損害に対する司法の権限（損害賠償および／または環境修復措置の命令、緊急措置、執行命令権など）。

2) 原子力分野での情報へのアクセスと市民参加、司法アクセスの条件

国際環境法の影響により、原子力関連法にも情報公開が徐々に要求されるようになってきた。

環境分野には、リオ宣言の第10原則があるが、これは、環境への権利として環境関連情報を適切に入手し、意思決定過程に参加する機会を有し、さらに司法及び行政手続への効果的アクセスが可能でなければならないとしている。

原子力分野では、1997年によく国際条約で公衆の情報へのアクセスや参加が取り上げられた。1997年9月5日に採択された「使用済み燃料管理の安全と放射性廃棄物管理の安全に関する共同条約」である。関連する条文は第6条と第13条である。第6条では、締約国は、「計画された使用済燃料管理施設に関し、当該施設の安全に関する情報を、公衆に利用可能とするための手続が定められ、かつ、その実施を確保するため」に適当な措置をとるとされている。そして、第13条により、放射性廃棄物管理施設の計画にも同様の情報公開の義務が定められている。また同条は、当該施設が影響を及ぼす恐れがある場合には、当該施設の近隣にある締約国と協議を行うこと、さらに、当該施設が当該締約国の領域に及ぼす恐れのある安全上の影響を、当該締約国が評価することを可能とするため、当該施設が施設に関する一般的データを当該締約国の要請に応じて提供することも定めている。

環境の領域で、原子力関連施設をも対象としたオーフス条約に言及すると、同条約は、「公衆」（自然人又は法人、及び各国の法令にもとづく団体、組織又は集団）に環境関連情報へのアクセスを認めるものである。これには特に「環境の要素」に影響する恐れがある、「物質、エネルギー（…）放射線といった要因」に関する情報、更に「人間の健康と安全の状態」に関する情報も含まれる。情報への権利について、公衆が現在及び将来の世代のために環境を保護する権利を行使できるように考案されたものであるオーフス条約には、人間の健康又は環境への差し迫った脅威がある場合に、公衆がその脅威に起因する損害

を防止又は緩和する措置を実施することを可能にするため、公的機関は保有する全ての情報を公開すべきである、という興味深い規定もある。

公衆参加に関しては、1991年のエスポー条約に言及する。同条約は、締約国は、国境を越えて重大な環境影響をもたらす可能性があると考えられる活動を許可する前に、影響評価（アセスメント）を公衆参加の下に実施しなければならないと規定する。公衆の意見は然るべく考慮されなければならない。あるプロジェクトの影響を受けるとみなされる締約国は、それに関する情報を通報され、また影響を受ける当事者である住民は、原因当事国（プロジェクト当事国）の住民と同等に環境アセスメント手続に参加する機会を保障される。

ところで、エスポー条約は全ての大規模な原子力施設及び活動に適用される。原子力施設とは、原子力発電所及び他の原子炉、核燃料の生産・濃縮、使用済み燃料の再処理、又は放射性廃棄物の貯蔵・保管・処理のために建設された施設のことである。他のいくつかの国際条約にも、原子力施設の影響に関する意見聴取の規定があるが、適用範囲がエスポー条約ほど広くない。例えば、制限された聴取方法が規定されているものの、参加は認められていない（原子力安全に関する条約第17条と使用済み燃料管理の安全と放射性廃棄物管理の安全に関する共同条約第6、8、13、15条を参照）。

最後に、プロジェクトが評価される時期は、エスポー条約では、活動を許可する主務官庁の「決定前」であり、前述の二つの条約の、核燃料・放射性廃棄物保管施設の「建設前」より厳格である。

2003年のキエフ議定書は、参加の対象を、戦略的環境アセスメント（環境に顕著な影響を及ぼす恐れのある計画・プログラム段階でのアセスメント）にまで広げ、さらに原子力分野にも適用可能である（付属書1参照）。議定書第8条は「各当事者は、公衆が、全ての選択がまだ検討できる間で、しかるべき時に、出来るだけ早く計画・プログラムの戦略的環境アセスメントに実質的に参加出来るよう留意する」と規定する。政府は、その後、草案又はプログラムに関する戦略的環境アセスメントの報告書を、公衆が意見提出できるよう、適当な期間、公衆に公開する義務がある。これは、公衆の見解を考慮し、採択された決議とその根拠となる理由を公衆に通知するためである。

最後に、原子力分野にも適用できるが、適用範囲がより広い1998年のオース条約は、同様に意思決定への公衆の参加権を規定している。事業活動は、原子力発電所及びその他の核燃料の生産・濃縮、放射性廃棄物の貯蔵及び最終的な処分のための施設の建設・稼動・解体を含んでいる。オース条約の「関心

をもつ公衆」の観念は広く、環境に関する意思決定により影響を受けもしくは受ける恐れのある、または意思決定に利害関係を有する公衆を意味する。環境 NGO はそのような利害関係者とみなされるのである。

V 原子力災害における人権および医療管理に関する提案

以下の文書は、2015年3月14日から18日に仙台で開催される第3回国連防災世界会議に提出されるべく、2014年10月14日・15日に国際比較環境法センター(仏リモージュ)、リモージュ大学環境法・土地利用・都市開発学際研究センター、早稲田大学東日本大震災復興支援法務プロジェクトの主催、早稲田大学比較法研究所の共催により早稲田大学で開催された国際シンポジウム「原発災害と人権—法学と医学の協働」で採択されたものである。

* * * * *

以下のことを考慮し：

1. 原子力災害は、不幸にも、仮定的な事態であると考えることができないだけでなく、老朽化した原子力発電所で災害が起こる可能性は高い。
2. 28か国にある440の原子力発電所の多くは、人口密度の高い地域に所在している。
3. いかなる原子力災害も、国境を越えて複数の国に影響を与えるが、とりわけヨーロッパではそうである。
4. 福島原発災害の後では、事故を引き起こす様々な可能性（技術上の不具合、ヒューマンエラー、施設の老朽化、火災、自然災害リスク、異常気象事象、テロリズム、航空機の墜落等）を考慮すると、原子力安全と核防護のための措置を実施しても、リスクはゼロにならない。
5. 原子力災害は自然災害との同時発生が考慮されるべきであり、その逆も同様である。
6. 原子力災害は、極めて複雑であり、その規模、付随する放射能汚染による環境への重大な影響（放出された、不可視・無臭で長期に渡って残存する多様な放射性核種）、現在及び将来世代の人間の健康への影響のゆえに、他の種類の自然災害や技術的災害とは比較できない。事故現場での放射能レベルが非常に高い可能性があるため、緊急措置は常に困難であり、また、地形や気象条件

によっても影響される。

7. いかなる場合でも、利益の追求が安全を上回るべきではない。
8. 原子力災害後の管理措置は、人々の不安を鎮めたり公衆に信頼を与えたりするために行われるべきではなく、国家が人権を尊重しながら公衆の安全を確保する義務を実効的に達成するために行われるべきである。
9. 原子力災害後は、将来の世代の遺伝子損傷リスクが高くなるため、とりわけ子どもの健康に関する綿密な追跡調査は必須であり、特別な予防措置と、原子力エネルギー供給者および当局からは独立した研究所による放射能の継続的なモニタリングが提案される。
10. 現行の国際法と国家法による法的枠組みは、原子力災害発生前、発生時、発生後に、健康と環境への影響を効果的に抑制するために、人権に関連して取るべき措置を十分かつ適切に扱っていない。
11. 人が直面する放射能リスクは、法を超えて、深刻な倫理問題と生存に係る問題を提示する。

そして、以下のことに留意し：

1. 現行の法的枠組みは、「人権」アプローチに基づいていない。国際法の下、「人権」アプローチが、原子力災害の場合にも、すべての国家に適用されるべきである。なぜなら、健康を享受する権利と生きる権利は不可譲の権利であるからである。
2. 2014年に ENCO が欧州委員会のために用意した報告書「Review of Current Off-site Nuclear Emergency Preparedness and Response in EU Member States and Neighbouring Countries」は、原子力災害時の人権に何ら言及していない。
3. 国連人権理事会が採択した決議に従い、「[[災害後や紛争後の状況における] 救援・復興・再建の取組みにおける人権の推進と保護」は、「人道・公平・中立・独立の人道原則を尊重しながら」人権の実現に集中すべきである (22/16 resolution of March 21, 2013)。
4. 国際法委員会が2014年 8 月に採択した災害時の人の保護に関する条文案は、第 6 条で「災害によって影響を受けた人々は、その人権を尊重される資格がある」と述べている。
5. 経済的・社会的及び文化的権利委員会の、健康を享受する権利に関する一般的意見14 (2000年) は、「環境・産業衛生を向上すること」は人々が放射線の有害な影響に暴露することを予防し軽減することを必要とすると考えてい

る。

6. 人権理事会の独立専門家であるジョン・H・ノックスによる、安全・清浄・健康かつ持続可能な環境の享受に関する人権上の義務の問題に関する2013年12月30日付報告書が、市民的及び政治的権利に関する国際規約の下、自由権規約人権委員会が、国家に対し、原子力災害のリスクから生きる権利を守るために取られる措置を説明するよう要請したことが想起される。

7. 国際原子力機関（IAEA）は、福島原発事故を受けて、2011年9月の総会で、最高水準の原子力安全を実現し、事前対策と緊急対応のための国際的な法的枠組みの実効性を強化・増加し、透明性を高めて情報の普及を向上させることを誓約した。

国連人権理事会の健康を享受する権利に関する特別報告者であるアナンド・グローバーが、福島への訪問後に提出した2013年5月2日付の報告書とその29の勧告を考慮に入れて：

2015年の国連防災世界会議が、以下の措置を採択すること、および／または、研究することを提案する：

I. 国際レベルにおいては：

1) 以下の措置を行うことにより、原子力分野における既存の国際合意を完成させ、強化すること。

- ・原子力災害時の緊急措置に関する条項に、人権アプローチを導入すること。特に、生きる権利、健康を享受する権利、情報への権利、差別されない権利、そして弱者の諸権利を含めること。個人の権利は、健康的な環境を享受する権利を含め、社会的・文化的・経済的な権利と市民的・政治的権利の双方を考慮し、完全かつ不可分に保護されねばならない。
- ・機密性に基づく情報の制限を取り除くこと。
- ・1986年の原子力事故の早期通報に関する条約の規定を、あらゆる事故について、原因の如何を問わず、適用すること。
- ・放射能汚染に起因する疾病は、将来世代の遺伝子に影響することによって、事故から数十年以上経ってから判明するかもしれないという事実を考慮し、原発事故から生ずる損害につき、民事上・刑事上の時効を撤廃すること。

・原子力事故から生じる健康と環境への損害を、国際司法裁判所のローマ規定の下で人道に対する犯罪として扱うこと。

2) 国際放射線防護委員会(ICRP)を国連の公式機関に変える国際合意を採択すること。それにより、非民主的な任命制度は廃止する。文化的・科学的多様性を確保するように選任された構成員によって多元的に構成された組織は、改善された透明性のある行政的・科学的ガバナンスを行い、構成員には利益相反を犯さないことを宣誓する義務を課すこと。

3) 1959年5月28日付のWHOとIAEAとの合意を否認・終了又は修正すること。同合意が、国際組織間に利益相反をもたらし、健康を享受する権利を制限するからであり、健康を享受する権利は、原子力の推進に資する団体の「合意」から倫理的に独立していなければならないからである。

4) 1992年にヘルシンキで採択された「産業事故の国境を超えた影響に関する条約」は、原子力事故と放射線に関する緊急事態を除外しているため、1986年のチェルノブイリ後の諸条約に規定されるような、単なる「国際的な届出」・「援助」だけでなく、人権を考慮に入れた原子力災害の管理に関する国際条約や国際ガイドラインを準備すること。

5) オーフス条約及びエスポー条約の原則を欧州内で適用し、欧州外にも拡大すること。それらは原子力分野にも関連するからである。

6) IAEAの基準、特に核防護に関する基準を原則として義務化すること。

7) 原子力災害及びその他の災害の後には、人々の避難がしばしば大規模に必要とされることを考慮し、国内強制移動に関する指導原則を国際条約に変更すること。

8) フクシマにおける健康を享受する権利に関する特別報告者の2013年報告書をもとに原子力災害一般に関する共同作業を行うために、国連人権理事会の特別報告者を招聘すること。

II. 国家レベルにおいては：

1) 原子力災害の管理において、健康の権利と将来世代の保護を最優先させること。

2) 原子力災害の管理に人権への配慮を導入することによって、この種の壊滅的な惨事の詳細に対応する原子力災害に関する法的・制度的枠組みを発展させ、採択すること。

3) 人権保護に責任を有する政府機関と非政府機関が協議し、原子力災害の予防・緊急対応・復旧に関わる組織にそれらを統合すること。

4) すべての原子力施設に関して、その地元に、市民社会と多様な意見を有する医師が参加する情報委員会を設置すること。当該委員会は、その議事をライブビデオにより透明化し、また、原子力リスクの監視と管理に備える顧問的役割を果たすこと。

5) 緊急事態が数週間継続しうることを考慮し、責任を有する当局は、避難区域・汚染の許容レベルを明確にした緊急事態計画を策定し、すべて公表し、定期的に更新すること。

6) 原子力災害の原因を問わず、放射能に関する緊急措置を実施すること。

7) 原子力事故時の緊急措置に関する文書に、以下の基本的人権に関する措置に関して記述すること：

a) 情報と参加の権利

- ・(大気、土壌、食品、水の)放射能レベルに関する情報が、原子力事業者及び政府の責任の下で可能な限り速やかに提供されなければならない、その情報は、一または複数の独立した研究所が行った測定によって確認されなければならない。事業者も公務員も、情報を適時に提供せず、誤った情報の提供や情報の省略を行った場合には、刑事罰の対象とすべきである。
- ・公益通報をする権利とその保護を組織化すること。
- ・情報は、SPEEDIのような現行のテクノロジーを使い、危機全体を通じて継続的に提供されなければならない。
- ・古典的なサイレンによる警告が、電話による自動警告とともになされなければならない。
- ・放射性プルームや放射能放出量のリアルタイム測定と現在の天候を考慮した、避難を誘導するための即時に利用可能なスマートフォン用アプリを作ること。
- ・組織立った避難指示がない場合に、各人が避難を独自に判断するための個人線量計を公衆に提供すること。
- ・未加工の放射能測定データに、公衆がアクセスできなければならない。
- ・避難、線量限度、健康診断、補償による和解に関する意思決定過程の全体を通じて、とりわけ脆弱な集団が効果的に公衆参加できる制度を構築すること。

b) 自由に往来する権利

- ・避難地域は、ホットスポットを考慮すべきであるので、同心円上の軌道に沿うことはありえない。
- ・避難は避けられないため、その契機となる条件は、災害発生以前に、明確に決定され、マスコミにも個人にも広く伝達されなければならない。
- ・ペット・家畜の避難も予想されるべきであり、計画を立案すべきである。
- ・直ちに避難が求められる区域は最低10km 圏内であるべきであり、次段階の区域は 50km 圏内であるべきである。
- ・危機段階における人々の屋内待機は、予防的避難に至らない場合の、ごく短期間に限定されるべきである。
- ・危機に陥ってから避難するよりも、予防的な避難が選択されるべきである。
- ・自発的避難も優先されるべきである。
- ・強制避難の措置はありうるが、綿密に準備されなければならない（人口調査、輸送手段の徴用、弱者の優先、災害現場から（60km 以上）離れた避難所の設定）。
- ・弱者（入院患者、老人ホーム入居者、障がい者）の避難は、特別な取扱いの対象となるべきである。
- ・一時的滞在者及び旅行者の避難が考慮されなければならない。
- ・当局は、汚染レベルが年間 1mSv 以下に下がるまで、住民の帰還を認めるべきではない。
- ・放射性物質・放射性廃棄物の輸送に使用される鉄道・道路の沿線において、避難が計画されるべきである。
- ・社会保障手段を利用した、避難を余儀なくされた人々の移住の権利（例えば、不当差別に配慮した、空き公営住宅への入居及び公的職業への就職）。
- ・避難された人々のコミュニティ・社会関係の重要性を考慮して、彼らに、それらを維持・再生するための援助を提供すること。

c) 健康を享受する権利

- ・放射能の測定は、利益相反のない組織によって実施され、独立の研究所によって検証されなければならない。
- ・ヨウ素の感受性に関する検査が義務付けられるべきである。
- ・放射能汚染の警戒前の段階で、青少年、妊婦への安定ヨウ素剤の組織的な配布を行うこと。

- ・安定ヨウ素剤を成年にも配布し、必要に応じて摂取すること。
- ・予防としての避難の契機となる線量限度は、年間 5mSv であるべきである。5mSv には、可能な限り早く、あらゆる種類の放射性同位元素を考慮すべきである。
- ・定期的な医療モニタリングと疫学的措置を行うこと。
- ・人間用放射線測定器を使って、内部被曝をモニタリングすること。
- ・弱者—青少年、妊婦、高齢者、障がい者—のために特別な措置を取ること。
- ・子どもの集団検診を、甲状腺検査のみに限定しないこと。
- ・原子力事故に関連する疾病のリストを用意し配布すること。
- ・低線量被曝の悪影響に関する研究成果を広めること。
- ・被害を受けたり、退去させられたりした人への精神面での継続的な事後管理（フォローアップ）を構築すること。
- ・医療の事後健診（フォローアップ）は、原子力事業者が直接に責任を負うべきである。
- ・「まず、害を与えてはならない」の基本原則に留意すること。
- ・当局は、事故に起因する被害者への過剰な放射線照射を避ける義務を負う。
- ・原子力災害に関しては、避難を含めた健康を享受する権利の実現において、リスク便益分析を行わず、健康保護を経済的利益に優先させるべきである。
- ・環境において放射能の異常な変化が検出された時には、国家は、推定される原子力事故に先立ってでも、影響を受ける人々に通知および／または避難させる義務を負う。

d) 適切な住居を得る権利

- ・仮設住宅の居住期間を限定すること。
- ・公営住宅への優先的入居により、長期間居住できる適切な住居を提供すること。

e) 健康な食生活を送る権利

- ・健康的な食生活ゾーンは、ホットスポットを考慮すべきであるので、同心円上の軌道に沿うことはありえない。
- ・距離にかかわらず、汚染地域の農業・畜産業・漁業を予防的に禁止すること。
- ・領海内の放出が行われた海域において漁業を禁ずること。

- ・食品の放射能検査を予断なく行うこと。
- ・原子力災害の進行中もその後も、後退禁止の原則に従い、国家は、食品基準を含む保護基準を緩和すべきではない。
- ・安全でない製品が消費者に届けられるべきではないし、汚染された食品が消費者市場に出荷され、流通し続けることを防止するために、予防ルールが適用されるべきである。汚染された製品をリコールしたり引き上げたりすることは事業者の責任である。又は、あらかじめ、当局の責任とする。

f) 健康な環境を享受する権利

- ・年間 1mSv 以下の線量レベルまで汚染を減らすため、地方部と都市部における土地・建物の組織的な除染及び都市部の植生に関する特別計画を作成すること。
- ・事故後、事故現場の周囲 60km 圏内で、原子力事業者の責任で、その計画を作動させること。
- ・専用の、適切に管理された施設に、放射性廃棄物を収集し、貯蔵して管理すること。
- ・地下水及び海水の放射能検査を実施すること。
- ・植物相及び動物相の電離放射線検査を実施すること。

g) 労働に関する権利

- ・事故への対応や、事故から発生した廃棄物の収集・処理に携わる被用者・不熟練労働者・請負労働者・緊急作業員に、恒久的かつ個別的な健康診断を提供すること。
- ・放射線リスクの高い場所で、自発的に、緊急対応・清掃を行う労働者が、関係する放射線リスクについて、一つ以上の独立した情報源から情報を与えられた後でのみそれらを行うよう、介入すること。
- ・退去した人について、避難を選択したか、強制的に避難させられたかを問わず、避難先での雇用・地位に関して特別な措置を取ること。

h) 教育に関する権利

- ・放射線リスクと事故リスクに関するデータを、それらのリスクに対する青少年の脆弱性がより大きいことを隠すことなく、学校で使用する教材や教育プログラムで知らせること。

- ・避難先で、青少年の教育の継続を促進し、実施すること。
- ・人の健康、植物相、動物相への電離放射線の影響に関する科学研究を広く普及させること。

i) 司法へのアクセスと救済を受ける権利

- ・民事司法と刑事司法へのアクセスは、個人及び集団に確保されなければならない。
- ・有形損害・実質的損害・経済損害・社会的損害・環境損害の賠償金は、適時に確保されるべきであり、国家と責任当事者間での責任問題が解決される前に、国家によって仮払いされるべきである。
- ・人々を強制的に長期に移住させる場合には、補償を伴う不動産の収用が義務付けられるべきである。
- ・亡くなる可能性のある電離放射線の被害者について、裁判の証拠として保全するために、可能な限り証言を録取すべきである。

j) 環境損害を回復するための権利と救済

- ・司法へのアクセスが、環境と自然の保護に関わるあらゆる公共団体と財団・社団に確保されなければならない。
- ・生態系の構造と機能への損害は客観的損害である。それらは公平に評価されなければならない。
- ・潜在的な環境損害を予防するために、予防的措置が実施されねばならない。
- ・環境損害の回復は、適時に確保されるべきであり、主として非金銭的な方法でなされなければならない。